令和８年 11 月 20 日

財務大臣　片 山 さ つ き　殿

関税・外国為替等審議会会長
神　作　裕　之

# 答　　申　　書

令和８年 11 月 20 日付財関第 1389 号をもって諮問のあった不当廉売関税を課する期間の延長について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

関税定率法第８条第 25 項及び第 30 項の規定に基づき、大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムに対して不当廉売関税を課する期間を延長することについては、諮問のとおり行うことが適当であると認める。